

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会
議会事務局
電話 47-2332番
印刷
(株) 増田印刷所



施設を充実し雪を待つスキー場

拡張しリフトやロープトローを新設

今まで、二つのリフトを乗り継いで頂上まで昇っていたスキー場にリフト等が新設され、一気に頂上まで行くことができる。又、初心者向けにロープトローが新設されるなど、拡張・整地に加え施設が整備され、今シーズンから村民の大きな期待が寄せられている。

60年度決算認定(一般会計80,692千円の黒字)

(決算の詳細は村広報に)

61年度一般会計予算の累計は16億2千5百39万4千円に 助役に谷藤宗夫助役を再任

9月定例村議会

定例村議会

のあらまし

九月定例村議会は、九月十七日招集され、九月二十六日までの十日間と決定したあと後藤村長が行政報告を行った。審議された議案は、六十一年度一般会計補正予算など二十件で、九月に任期満了となる助役、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の

選任に同意、今村議会で決算特別委員会が設置され付託した六十年度一般会計決算と国保事業など、六特別会計決算を委員長報告どおり認定、又六十一年度一般会計補正予算案など八議案を原案どおり可決したほか陳情二件、請願一件を採択、大型間接税を導入しないための意見書案他二意見書案を原案どおり可決した。一般質問では、後藤作議員が村政を質した。

審議可決された 主な事から

固定資産評価審査委員会委員に沼倉喜一、佐藤利男、高橋通太郎の三氏を選任。

任期満了に伴い、沼倉喜一(四九才岩井内)、佐藤利男(五三才岩井内)、高橋通太郎(八十才椿川)の三氏を選任したものです。



佐藤利男氏(新)

仁郷山国有林内に字の区域を新設

仁郷山国有林内の国道改良に伴い、国有地の受渡しがなされたが、その土地は地番のない土地であるため、字の区域を新設した。

天正の滝自然公園を設置

村民の保健、休養並びにレクリエーションの場に、天正の滝自然公園を設置した。

一般会計に六千三百八十八万九千円を追加

追加後の累計は、十六億二千五百三十九万四千円となり
主な内容は、患者輸送車購入

費四百四十六万二千円・河川災害復旧費二千三百九十八万九千円などであります。

教育委員会委員に平良博

佐々木芳隆の両氏を任命
任期満了と委員の辞任に伴い、平良博(六四才田子内)佐々木芳隆(四三才岩井内)の両氏を任命したものです。



佐々木芳隆氏(新)

遊休村有地の信託契約に
は議決が必要

遊休の村有地を有効活用するため、その信託銀行と契約する場合、村議会の議決を必要としたものです。

国民健康保険特別会計に
追加
一千八百四十八万六千円

追加後の累計は、二億四千六百二十一万二千円となり、
主な内容は、一般の療養費保険者負担額追加五十万円老人保健医療費提出金追加九百九

十九万五千円・財調基金積立金追加七百八十七万一千円などです。

診療所の特別会計に三百

三十七万三千円追加
追加後の累計は六千六十万六千円となり、主な内容は、医薬品代追加七十一万円、レントゲン室改修工事費二百四十九万円などです。

議会議員やその他の非常

勤職員の公務災害も消防

補償等組合規約で補償

三月議会で消防補償等組合規約の一部が変更されたことに伴い非常勤職員の公務災害補償等に関する条例を廃止したものです。

助役に谷藤宗夫氏を再任

九月三十日を以って任期満了となる助役の選任について谷藤宗夫助役(五七才)を全会一致で再任したものです。



谷藤 宗夫氏

特別養護老人ホームは 六十二年度決定に努力

各種のイベント 村の活性化を手助け

【村長行政報告】

厳しい内外の諸情勢
のなか経済の好転、
地方自治の振興対策
に期待

去る七月六日執行された衆
参同日選挙の投票率は八十九
・八七パーセントと、全県第
七位の成果をあげ、村民の国
政に対する関心の深さを喜ん
でいる。

国政は安定政権と言われる
中で、中曽根総理の一年延長
が決まったようだが、内外の
諸情勢は厳しく、貿易摩擦の
外圧は、瑞穂の国への米の輸
入までもと強いられるような
状況であり、内需の拡大、経
済の好転、地方自治の振興策
活性化対策など大いに期待す
るものである。



9月定例村議会(61.9.17)で
行政報告する後藤村長

本年度の村政は各位のご協
力により順調に推移

本年度の村政も関係各位の
ご協力とご指導、ご支援によ
り、順調に推移しておるとこ
ろであります。天候の影響
により、稲作においては、わ
せ種、アキヒカリに不稔粒が
多分に見受けられると聞いて
おり、今後の農業関係機関の
調査を待つておる次第である。
今夏の各種催し物の企画と
実践は、村の随所で

六月定例議会後は、夏の季
節とあつて全県的・全国的に
も各地で、いろいろな催し物
が企画されたところであるが
村においても活性化のための
諸事業、諸行事等を行ない、

関係機関との連携のもと、そ
の目的が達成されつつあるこ
とは非常に喜ばしいことであ
り、今後の成果が期待される
ところである。この企画は村
の至る所から発案され実行に
移され、その過程を大事にし
ながら、今後長く持続するよ
う、この動きを見守りながら
盛上げて参りたいと存する。

その事業の主なものに、仙人
修行、赤滝祭り、テレホンカ
ードの発行、夏祭りの充実、
秋田をおこすシンポジウム・
水のシンポジウム等へ参加。
ふるさと小包便等村の特産
品の販売は順調にのびる

一方、ふるさと小包便、山
の幸、里の幸といった特産品
の販売も順調に伸びておるこ

とは大変結構なことであり、
ふるさと成瀬のピーアールに
も大いに役買って頂いてお
るところだと思ふ。

木工加工施設や野菜等集出
荷所の早期完成を願う

もう一つの活性化対策とし
て木工製作所も入札が終わり
本日、地鎮祭が行なわれると
聞いている。山村振興事業と
しての集出荷施設も着工し、
基礎工事も着々進めておる段
階であり、その早期完成を願
っておるところである。

村工事は大部分の発注を終
え、順調に進捗しており、用
地関係から未発注が若干ある
が、これらについても、なる
べく早い時期に発注したいと
考えている。河川災害復旧工
事関係では六ヶ所が査定を受
け、今議会の補正予算に計上
したところである。

須川地区の園地整備計画に
ついては、十一月に開かれる
県の自然公園審議会に諮問す
べく件において計画策定中
であるが、六十二年度におい
ては自然公園事業として、須川
周辺の管理棟、便所等の整備
をお願いしているところであ

り、年次計画で今後の整備を
順次お願いして参りたいと思
っている。

分湯については去る六日、

須川温泉社長の稲垣氏と会談
し、今後の段取り等について
お話をすると同時に、九月に
は一関営林署にお伺いして、
分湯の火が消えないよう種々
話をしたところでありませう。

特別養護老人ホームの建設予定
地は大宇田子内に

特別養護老人ホームについ
ては広域圏内の関係各位と話
をし、協力をお願いしておる
ところであり、六十二年度決
定、六十三年度着工の線で広
域圏のまともを頂いておると
ころから、今後は国・県に対
し、強力に働きかけて参ると
共に、建設場所についても大
宇田子内地区を予定している。
尚、須川地区の保安林解除
の測量申請の委託費も、ある
いは三期山振事業費の追加配
分等の関係から、道路整備事
業費の追加案が不確定のため
今後の議会にお願いすること
があらうと存じますが、その
節はよろしくお願ひしたいと
思ふ。

- ①コミュニティスキー場の緑化について
- ②仁郷草地の更新と輪作体系づくりについて
- ③中学校体育館屋根・その他の管理について
- ④国民年金免除申請認可と独自の対処について
- ⑤増田町との救急体制について



質問する後藤 作議員(61.9.24)

(後藤作議員の一般質問の概要)

コミュニティスキー場に緑の復元は

問 天正の滝に行く途中の道端に造成されたスキー場が、ほとんど造られた当時の山肌むき出しの状態そのままであるように見受けられ、よく気をつけて見ると、部分的に何か生えているように見えるが、聞くところによれば、草の種は蒔いたが雨で流されたという話であり、一度蒔いたからそれでいいというものではないと思うしスキー場という目的を持って土地造成したにしろ速やかなる緑の復元が求められるものと思う。特に観光の拠点作りのひとつとなつて付近に削り出された山肌を、いつまでも放つておくのはいかかなものかと思う。

答弁(教委総務課長)

専門の業者を選定し請負わせたい

六十一年度保健体育費予算にスキー場整備費一千万円を計上しており、そのうち、先日、土工事について入札した。現在、高い所を削り低い所へ

均して転圧する工事やつているが、芝張りというか、緑化事業については、ただ種を蒔くと、やはり流れるということ、専門の緑化事業業者を四名ぐらい選定し、請負わせたいと考えている。方法としては、道路の法面等にやつている緑化と同じような方法で、こんにやく玉を原料にした糊で種をくつつけるといふような設計になつており、この事業が終れば前のように種を蒔いても効果がなまいと思ふ。

仁郷草地の連作障害は輪作体系で手当てを

問 仁郷高嶺地の大根出荷が始まつているが、品質の方は少し落ちてきているという話もしており、それは連作障害によるものかと思ふられるといふことであつた。

雄勝町や鳥海山麓でも、大根栽培は、やはり連作障害により思ふやしくなく、今は、草地との輪作に取組んでいることが報道されている。仁郷での大根は、ごく限られた人数であるが、やる気があり、

生産活動を続ける限り、一定の面積を牧草の輪作体系にして貸す方法もよいのではないかとと思ふ。牧草も一定年数からすれば更新しなければならぬわけだが、両方の生産性を向上させるためにも、よく話し合いの上で、草地の更新等を進めるべきではないかと思ふ。

普及所や関係機関と調査し、有効利用を図りたい

答弁(産業課長)

草地は昭和四十一年度の小規模草地改良事業として約五畝造成しており、現在、農協に管理を委託し冬期間の飼料を年間十トンぐらい乾燥しているが、造成後二十年に達しているため、収量が年々減少の傾向になつており、更新については面積、更新時期等、農協や関係機関等と連絡しながら進めていきたい。

又、現在農協青年部、農近ゼミの一部の方が草地内に複合作で約一ヘクタールの夏秋大根を栽培し、農業所得の向上に努力しているが、輪作に

東中体育館の屋根の改修はどうするのか

問 屋根の塗装については塗装した翌年の五十七年に、私が一般質問を通じて、その欠陥を指摘してきたところであるが、その時の答弁は、ただ雨が漏らなければ良いというのではなく、長い間の外観や本体の保存上のこともあるので、業者とよく話し合つていきたいということであつたがその後、業者は音沙汰なく現在に至つてゐる。漏水までには至らなくても外観上は誠に見苦しく、尚かつ風が吹けばあのように音が出る屋根とい

う、不格好な状況になつて
いる。いつ頃、どういふふう
にするつもりなのか。
答弁（教育長）

その方法等について 業者等と検討を進め ている

仙台の方のグイワコウブ
ンシ（屋根を塗装した業者）に
連絡し、いろいろ見て頂きま
したが、雪の落ち方がすこ
強いつきりから、雪が落ち
てきても剥がれないような方
法がないかということで、い
ろ話してありますが、まだ
はつきり結論が出ておらず予
算関係もあり、まだ手をつ
けておらない状況です。ただ
その工法については、いろいろ
私の方の課長が業者と連絡し
今、進んでいるという状況で
す。

学校管理はなお一層 の配慮を

問 東中体育館北側の外壁に
取付けてある換気装置のよう
なものが四器あり、そのうち
二器しかモーターが作動して

いないようであった。又、そ
のモーターのカバーや中庭の
水銀灯の鉄柱等、その他たく
さんのものが赤くさびて見苦
しくなつてきているし、体育
館や校舎の一部の窓、プールの
着替え室のドア等が開けつ
放し、プールとクラブハウスの
間に腰たけの草。こうした
ことを見る時、少し、しまり
がないように見受けられた。
管理ということはどういうこ
となのか。
答弁（教育長）

改善に向け指導する

床下の強制換気装置は早急
に調査しやらなければと考え
ている。

外観のさびについては、来
年度あたりに塗装するように
考え、予算措置をお願いした
いと思つている。

窓の開放、雑草の除去等、
学校管理は学校長にお願いし
ているが、クラブ活動や社会
体育等の使用者にも、後片づ
けや施錠をしっかりさせるよ
う、一層の指導・指示をした
い。

年金の免除申請には 村民の立場で対処し てほしいが

問 年々高くなる掛金の中で
今までは納められない人の救
済措置として、積極的に免除
を適用してきていたと思つて
おつたが、現在、国の行政指
導が強められる中で、免除申
請の却下が増えてきているよ
うだ。その行政指導はきわめ
て不十分な国の医療体制に対
する最低限の自衛処置である
と考える生命保険が、対象の
一つになつて申請が却下され
ている。村として国の方針に
そのまま従うのではなく、村民
の立場に立つて、この問題に
対処する必要があると思つた
答弁（村長）

村長に権限はないが 大いに努力する

国民年金法によると、保険
料の免除は、当該年度分の市
町村民税の賦課されない所帯
又は、人が該当する。級別
一・二・三級に分かれ、級別
によつても該当する人は免除
されることになる。三級地の

当村においても、毎年免除申
請があり、今年は今まで八十
七名が免除となり二十二名は
却下されている。

国民年金は国からの委託事
務であり、免除する、しない
は社会保険事務所が決定する
ことであり、村長の権限では
どうにもならないが、そのよ
うな苦しい状況下にある方々
には免除申請をさせ、その審
査を仰ぐということの努力は
大いにやりたいと思つている。

増田町と共同利用 できる救急車を 設置できないか

問 当村は、地理的条件や道
路条件等によつて、救急車が
来るのに時間がかかり過ぎる
ということとは、誰しも感じて
いることと思つた。

増田町の人々でさえも十文
字町に配置されている救急車
が遅いという不満があり、議
会でも度々取り上げられ、話
題にもなつてきている。
こうしたことから、地理的
条件や、道路状況等を考えた
場合、増田町と共同利用でき
る仕組みができれば、当村と

しては、より便利であるばか
りでなく、時間も短縮される
ことは明かです。

共通の問題をかかえている
近隣町村が、行政管轄を越え
てもまず話し合いをしてみ
る必要があるのではないかと
考えるが。
答弁（村長）

人件費や維持費等で 容易でなく、踏み切 れないでいる

救急車一台を置くことによ
り、人を六・七人配置しなけ
ればならず、その人件費、又
は、救急車・その他の維持費
等に年間、何百万・何千万と
かかるような体制になつた場
合、そのほか様々な要素がか
み合い容易でないだろうとい
うことで、まだ踏み切れない
でおるのが現状です。

増田町・十文字町・稲川町
皆瀬村・私の方との、東部五
ヶ町村の議長さんや町村長
の方々のつながりを持ってお
り、話の機会はいくらもある
と思うので、もう少し時間を
貸していただきたい。

60年度決算特別委員会 審査概要

(委員長報告から)

去る九月十七日の本会議で、決算特別委員会が設置され、選任された委員六名により、昭和六十年年度決算特別委員会を休会中の九月二十、二十二日の両日に開催いたしました。付託を受けた議案第四十四号昭和六十年年度東成瀬村一般会計歳入歳出決算認定から議案第四十九号昭和六十年年度東成瀬村老人保健特別会計歳入歳出決算認定までの六議案を、委員全員及び議長の出席を得、当局より収入役・教育長、各課長の出席を求めて慎重に審査をいたしました結果賛成多数により、全議案認定することに決定いたしましたのでここに報告いたします。



審査報告する柳委員長(61.9.25)

決算特別委員会委員	
委員長	柳 邦 夫
副委員長	後 藤 作
委員	鈴木 健 吉
委員	菅 原 長 榮 治
委員	古 谷 正 久
委員	佐 藤 岩 雄

決算審査

口頭意見から

十文字学生寮運営は決断の時期

学生寮は、建物の老朽化による危険に加え、その年間経費は村内全高校生のバス代三ヶ月分にも相当し、平等な行政という考えからも決断の時期ではないか。

野菜価格安定出資金が負担に
野菜の価格安定出資金が五十六年以降負担金に変わっているが、その時点で確認を疎かにした事務上のミスではないか。

圧雪車のより効果的な使用を望む
圧雪車の移動に経費がかかることは最初から分つていて、各学校の冬の行事等に効果的使用を望む。

役場庁舎の改修工事と今後の対応
四百二十万円を費やして行った役場庁舎の改修工事は、設計・施行共に問題なしという点でありながら、その年の冬からまた同じ状態になりつつあり、どう対処するのか。

栗駒山荘への経費と温泉ボーリングの要望
村の観光開発という名のもとに栗駒山荘への経費は今後さらに続けられると予想されるが、むしろその持出しで、温泉ボーリングをとという要望も出てくるのではないか。

診療所運営に真剣な取組みを
診療所収入が下降線をたどる傾向にあるが、患者と医師の対話を云々する前に、医師も行政職であるという観点より医師を交じえた役場内部での真剣な取組みを考えてみる必要があるのではないか。

五十九年度以降の保育料の算定基準は
五十八年三月議会で、当村保育所の保育料は国基準の二年前の額を採用しているという説明があつたが、五十九年から当該年度の基準で徴収しており、決裁する時点で、議会に対しての報告等必要があつたのではないか。



決算特別委員会

九月定例村議会の日程

- ◎九月十六日運営委員会
- 第一日(十七日) 本会議
- 議事日程の報告
- 会期の決定
- 議長の諸般の報告
- 村長行政報告
- 議案の提案理由と説明
- 決算特別委員会設置
- 第二日(十八日) 休会
- 第三日(十九日) 休会
- 第四日(二十日) 休会
- 決算特別委員会
- 第五日(二十一日) 休会
- 第六日(二十二日) 休会
- 決算特別委員会
- 第七日(二十三日) 休会
- 第八日(二十四日) 本会議
- 一般質問 後藤作議員
- 陳情・請願審査 三件
- 議案審議(七件)
- 第九日(二十五日) 本会議
- 決算審査結果委員長報告(六会計)
- 議案審議(七件)
- 意見書案審議(三件)
- 閉会(一時四十七分)

活力あふれる村づくりをめざして

村づくりのための人づくりを県外に学ぶ

「地域住民総参加による活力あふれる村づくり」をめざす村議会活動の一環として、去る7月31日から8月2日までの3日間、岩手県の沢内村、田野畑村、それに青森市の3市村を視察した。そのうち地域的課題といわれている住民の意識改革を实践した先進地岩手県田野畑村の概要を研修レポートで紹介します。

国際交流で教育・文化の向上を図る田野畑村

産業建設常任委員会 高橋 清

田野畑村は三陸海岸のうち岩手県中央より北に位置し海岸線は絶壁が多く、私達の村では想像もできなくらいで道が走り、すばらしい橋は日本一とか。又内陸に入ると山あり谷あり平地ありで山海の珠味も多いようでした。田野畑村は人口五千二百人ばかりで私達の村より千三百人位多いようでした。

私達は村役場に行き総務課長の説明を聞きました。それによりまずと田の中心に役場あり学校あり公共施設の多くは村の中心部に集中しているようです。中学校は全寮制。先生、寮長の下に規律正しく生活しているということ、学業ばかりでなく他に学びとる事が大きいと思えました。行き交う生徒の挨拶等も明るく、気持ちの良い素行に感心致しました。

又、懐し村というキャッチフレーズで県外から盛んに村民を募集してたくさんの人々がそれに応募しているようでした。入村の手続は簡単で、役場窓口にて申請をし、会費を納めれば住民登録ができて住民証が交付されて村民としての資格が持てるようになり、村にない事が出て参ります。一村民の義務、村民の義務とは住所変更の場合の届出。二村民の責任、村民の責任とは村の発展に努める。(田野畑村をあなたのふるさととして愛してもらいたい。)

三村民の権利、村民の権利とはふるさと田野畑の新鮮な自然食品、特産品、民芸品等の提供(四季折々)観光施設の利用、手づくり村などの体験学習への参加、村祭やスポーツ行事等村で行う行事の参加、村広報誌、村の情報提供等の権利を有する事ができるようです。

次に会費ですが三万円、五万円、十万円と三口のようです。五万円は右記のサービス拾万円は右記のサービスブ

ス家族五人ホテル一泊観光船付。この懐し村の試みなどは私達の村でもやればできない事もないと思いました。

又、思惟の森という名称の数ヘクタールの森の中に青鹿寮という立派な寮を建設し、早稲田大学の学生を始め諸外国より数十名の学生を呼び、杉、松の手入れを始め色々な作業をし、色々な事を考え、村の青年又は村民と交流、意見交換をしているとの事でした。又、村からも中学校教師や生徒を米国に派遣して交流に務め、アメリカより青い眼の教師を招き本場の英語を学び、めきめきと上達し、一介の田野畑村ではなく世界の田野畑村となっているとの事でした。

三陸鉄道も第三セクターとはいえ、村発展の為には見逃す事ができないでしょう。村内に二つも駅があり、村独自で駅を造り飾付けもユーモアにし、周囲は公園にして村の観光の一つにしているようでした。

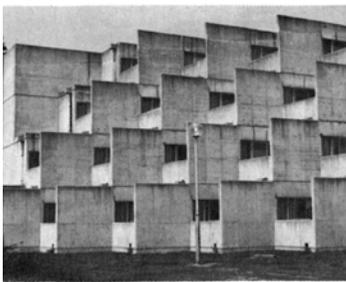
私思うに、とかく外で見る物は同じ物でも良く見え、内で見える物は良く見えないもの

ですが、村づくり二十年の大計を立て、十年も前から実行していた田野畑村の先駆者の見通しの良さには感服の致りでございました。

だが、私達の東成瀬村でも外国よりの学生はおりませんが、ソ連、ヨーロッパ等諸外国に研修生を派遣して外国の事で良い所を取入れて村発展のために努力しております。

又、村おこしについては商工会が中心となり、議会、農協青年会、婦人会等で盛んに頑張っており、各集落も年々道路、水路、水道等も整備され、数年前とは比べものになりません。

村おこしはこれからです。道路、水路、観光等数えればきりはなく、村民各位が手を取合い、やれば必ずできます。田野畑村に負けないよう頑張ろうではありませんか。



統合中学校寄宿舎「若桐寮」

請願・陳情審査結果

九月定例村議会で審議された請願・陳情は次のとおりである。

採択されたもの

大型間接税反対の意見書
採択についての陳情

中曽根首相は、さきの衆参同時選挙期間中、「大型間接税なるものはやらない」と公約した。しかし、政府税制調査会の専門小委員会が八月十八日、大型間接税にかかわる四つの案を提示したが、そのいずれの案も一般消費税に該当し、特定の商品だけに課税する個別消費税に対応する概念が一般消費税で、当然、大型間接税はこの別名ということになる。

この制度が導入された場合原則としてすべての商品やサービスに課税され、最終的には国民、消費者に負担を押しつけ、税額がそのまま物価に織り込まれ、異常なインフレ

が心配されることから、大型間接税の導入に反対するよう陳情したものです。

陳情者 秋田県商工団体連

合会
会長 佐々木 茂

老人医療と国民健康保険
制度をまもるための陳情

政府は、臨時国会に「老人保健法案の一部を改正する法律案」を上程すると伝えられているが、この改正案には、老人医療の患者負担に関し、これまでの外来一月につき四百円を千円に、入院一日につき三百円（二ヶ月を限度）を五百円（期限なし）に引き上げる内容が盛り込まれている。これがそのまま決められれば、例えば老人が一年入院した場合、いっぺんにこれまで十倍も重い負担となり、高齢化社会対策の充実が叫ばれている時、これに逆行し、老人の健康と医療をおびやかすものである。

さらに政府が国保財政への国の補助を大幅に削減したため、国保税が値上げされたことが滞納者増加となっており、このような負担増となるような法の改正をしないよう陳情したものです。

陳情者 秋田の医療と福祉

をよくする会
代表委員 岩崎コト

少額貯蓄非課税制度存続
に関する請願

現在、政府税制調査会において、税制の抜本的改革を行う観点から少額貯蓄非課税制度の見直しを検討されている。しかしながら、この制度は、国民の日常生活に深く定着しており、国民の零細な貯蓄を保護し、我が国の貯蓄奨励に大きく貢献するとともに、国民の経済生活の安定に大きな役割を果たしてきていることから、この制度を存続させるよう請願したものです。

請願者 東成瀬村着沢

佐々木 達朗
外 二十二名

国会・政府に

意見書提出

大型間接税を導入しないための意見書

政府税制調査会の専門小委員会が、大型間接税にかかわる四つの案を提示したが、そのいずれの制度も導入されたとしても、原則としてすべての商品やサービスに課税されるものであり国民生活に重大な影響を与えるような間接税の導入をすることのないよう強く要望する。

老人医療と国民健康保険制度をまもるための意見書

老人医療については、自己負担の導入によって、老人の受診抑制が進み、実質的な老人医療の水準低下をきたしており、国保についても国庫補助の削減等でほとんどの自治体が財政確保に苦慮しており政府においてはこれ以上の医療費抑制を行わず、老人医療においては自己負担増をや

め、国保については、各自治体への財政的補助を増やし国保料滞納者をも救うような施策をとられるよう強く要望する。

少額貯蓄非課税制度存続に関する意見書

今後、人口の高齢化が急速に進展する中で、厳しい財政下で公的年金に多くを期待できない状況にあつては、老後所得の安定を目的とした自助努力による資産形成を促進することが重要課題となっており貯蓄の重要性は増々大きくなっており、少額貯蓄非課税制度がこれまで果たしてきた役割、更に今後果すべき役割を考えると、同制度は絶対存続させていかなければならぬものと考えるところから、これらを踏まえた税制改正を進められるよう強く要望する。

昭和六十一年九月二十五日、東成瀬村議会議長 伊藤誠也
内閣総理大臣殿